

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳の整備の手引き（平成27年1月総務省）に定める評価基準および評価方法にて計上しています。ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格1円としています。

（2）有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

②市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用しています。

（4）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用しています。

②無形固定資産（ソフトウェア等）

定額法を採用しています。

（5）引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権および貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込み額を計上しています。

②退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

なお、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計の各特別会計分については、一般会計で一括計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引（所有権移転）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②ファイナンス・リース取引（①以外）

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金および要求払現金）および現金同等物（出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としています。

(8) その他の財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱に準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、個別の事業内容により区分しています。

(9) 消費税等の会計処理

税込方式としています。

(10) 財務書類の表示金額単位

記載金額は、原則として千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2 重要な会計方針の変更

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

1件 63,270千円（令和元年度末における訴訟金額）

(2) その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計
------	-----------------

(2) 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計については、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－%	－%	14.0%	128.1%

(4) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

2,023,694千円

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額

907,345千円

(6) 過年度修正等に関する事項

過年度の未収金について、繰越予算に係る国県等補助金の決定額に変更があったため修正しております。この修正により、本年度の貸借対照表において未収金が14,582千円減少し、純資産変動計算書において、その他が同額計上されております。

過年度の長期延滞債権について、調定の変更があったため、前年度末残高を修正しております。この修正により、本年度の貸借対照表において長期延滞債権が45,346千円増加し、純資産変動計算書において、その他が同額計上されております。

(7) 売却可能資産の内訳

資産内訳	売却可能額 (R2.3.31 時点)	貸借対照表における簿価
土地	9,180千円	11,580千円

売却可能資産は、公募による売却の申込受付中の資産を計上しています。

売却可能額は、不動産鑑定評価による最低売却価格を記載しています。

(8) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模	13,265,424千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,553,463千円
将来負担額	38,297,070千円
充当可能基金額	4,513,692千円
特定財源見込額	531,179千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	18,241,991千円

(9) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
102,251千円

(10) 純資産変動計算書に係る事項

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産額合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた額を計上しています。

(11) 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	1,535,253千円
投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）	△1,577,295千円
基礎的財政収支	△42,042千円

(12) 既存決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	26,031,235千円	25,123,829千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	7,431千円	2,512千円
繰越金に伴う差額	1,062,115千円	—
資金収支計算書	24,974,517千円	25,124,307千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は住宅新築資金等貸付事業特別会計および相殺処理を行った額だけ相違します。

また、歳入歳出計算書では繰越金を歳入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

(13) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額と差異の内訳

資金収支計算書 業務活動収支	1,369,606千円
投資活動収入の国県等補助金収入等	512,338千円
未収債権の増減額	△27,435千円
減価償却費	△1,766,332千円
賞与引当金の増減額	△14,991千円
退職手当引当金の増減額	168,645千円
徴収不能引当金の増減額	△3,717千円
資産除売却損益	△9,662千円
その他の資産・負債の増減額	△8,456千円
純資産変動計算書の本年度差額	219,996千円

(14) 一時借入金の状況

資金収支計算書上一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 3,500,000千円

(15) 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

87,795千円